

はじめに

2015年4月1日、生活困窮者自立支援法（以下、法）が施行されます。

本会では、2014年度の事業計画基本方針の冒頭に「社会的使命をもって、変化する社会構造に対応しつつ、地域の人々の人権を尊重したインクルーシブな地域福祉の形成を目指す」ことを掲げ、「社会的な孤立や生活困窮の実態にかかる調査研究を行い、制度施策に関わる提言を広く発信する活動を推進する」項目を位置づけました。

折しも、2013年12月に成立した法に対する衆議院厚生労働委員会附帯決議では、「社会福祉士等の支援業務に精通する人員を十分に配置することを検討し、適切な措置を講ずること」が明記され、法により設置される自立相談支援機関で相談支援を担う人材には、ソーシャルワーク専門職の配置を検討すべきことが示されました。

そこで、本会では実践現場の人材養成の取り組みを行うべく、平成26年度セーフティネット支援対策等事業費補助金事業として「生活困窮者自立相談支援機関における主任相談支援員を対象とした現任研修の開発及び試行事業」を実施する運びとなりました。

本事業は、支援を必要とする方々にとっての自立支援につなげるためには、自立相談支援機関において、事業の中核的役割を担う主任相談支援員のスキルアップが欠かせないという認識のもと、国における人材養成との連続性も配慮しながら、高度なソーシャルワークの実践力と相談業務のマネジメント能力が求められる主任相談支援員のさらなるレベルアップを目指した研修機会の提供、また、主に地域ネットワークづくりで活用するツール等への見直し・開発を行い、実践現場における試行、検証を実施したものです。

研修開催の結果は、概ね受講者の方から高い研修評価を得ることができ、次年度に向けても継続的なスキルアップの機会の必要性を認識することが出来ました。研修を受講された主任相談支援員の皆様方におかれましては忙しい業務の中、自らの技術向上のために意欲的に参加されましたことを改めて感謝申し上げます。

一方、今回の事業実施を通して、主任相談支援員に高度な役割期待が求められている反面、実際の実践現場での基盤整備の未成熟な実情からそれらが発揮できないという課題、またモデル事業段階ゆえの制度運用上の課題等が浮き彫りとなる場面もありました。これらの課題は、次年度も引き続き、生活困窮者の方の自立支援と権利擁護の取り組みのなかで、課題解決に向けた活動や事業展開に活かしてまいります。

最後に本事業の実施にあたり、研修プログラムの開発にご尽力いただきました委員、プレテストにご協力いただいた自立支援相談機関、研修運営にご協力いただいたファシリテーター、オブザーバー参加いただいた厚生労働省社会援護局生活困窮者自立支援室、全国社会福祉協議会地域福祉部の皆様に厚く御礼申し上げます。

2015年3月

公益社団法人日本社会福祉士会
主任相談支援員 現任研修プログラム研究委員会
委員長 高橋 修一